

令和3年2月文京区議会定例議会追加提案事項

1 文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻1713頁）

- (1) 提案理由 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の一部改正等に伴い、手数料の徴収項目を改めるため、提案する。
- (2) 改正内容（別表）
 - ア 食品衛生法の一部改正に伴う引用条文の整備
「第52条第1項」 → 「第55条第1項」
 - イ 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）の一部改正に伴う営業許可業種の見直しに係る手数料の徴収項目の整備
32項目 2,700円～35,200円
 - ウ 食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号）の廃止に伴う手数料の徴収項目の削除
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和3年6月1日
 - イ 経過措置
 - (7) この条例の施行の際、現に改正前の食品衛生法の規定により営業の許可を受けていた者が当該営業を継続するために行う営業の許可の申請については、更新申請手数料の額を適用する。
 - (i) この条例の施行の際、現に廃止前の食品製造業等取締条例の規定により営業の許可を受けていた者が当該営業を継続するために行う営業の許可の申請については、更新申請手数料の額を適用する。
 - (ii) 令和4年3月31日までの間、(7)又は(i)の場合における更新申請手数料の額が改正前の条例に基づく更新申請手数料の額を超えるときは、改正前の条例に基づく更新申請手数料の額を適用する。